

漁業権区域のお知らせ

先日遊漁者より漁業権についての問い合わせがあり、県へ確認をしたところ、平岡ダムより下流の河川においては下記の通り早木戸川本支流、虫川本支流以外の河川は漁業権が設定されていないことが判明いたしましたので関係者に周知願います。漁業権が設定されていない河川については遊漁証が必要ないため、今後の監視の際には十分ご注意願います。

平岡ダムより下流の漁業権（下伊那漁協）

上伊那郡辰野町から下伊那郡天龍村平岡に至る天竜川本流及び支流、下伊那郡阿南町及び天龍村の区域内の早木戸川本流及び支流並びに下伊那郡天龍村の区域内の虫川本流及び支流

